

交通政策審議会への諮問（「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の変更）について

1. 経緯等

昭和48年の港湾法改正により国土交通大臣が、「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下基本方針という）」を定めることとされた（法第3条の3第2項）。

これを受け、昭和49年に基本方針を告示し、その後昭和62年、平成8年、平成12年の変更を経て、現在に至っている。

なお、港湾法に基づき港湾管理者が定める港湾計画は、基本方針に適合しなければならないこととされている（法第3条の3第2項）。

2. 現行基本方針の構成

I. 今後の港湾の進むべき方向

1. 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築
2. 地域の自立の基盤となる港湾空間の創造
3. 効率的・効果的な事業の実施
4. 技術開発の推進と成果の活用

II. 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

1. 港湾取扱貨物の見通し
2. 国際海上コンテナ輸送の拠点
3. パルク貨物等の輸送の拠点
4. 長距離の複合一貫輸送の拠点
5. 国土の均衡ある発展を支える海上輸送網の拠点
6. 船舶の安全な避難機能を担う拠点
7. 大規模地震対策施設

III. 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路

1. 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向
2. 開発保全航路の配置

IV. 良好的な港湾環境の形成

1. 自然環境の積極的な保全
2. 人と自然との関わりと環境の改善
3. 環境の保全の効果的かつ着実な推進

V. 港湾相互間の連携の確保

1. 港湾相互間の連携に関する観点
2. 各地域における港湾相互間の連携

3. 広域的な港湾相互間の連携
4. 港湾相互間の連携の確保に向けた取組み

3. スケジュール（予定）

本日、以下の理由により、交通政策審議会に諮問され、同日港湾分科会に審議付託されたところ。基本方針の変更告示に向けてのスケジュール（予定）は以下のとおり。

平成16年3月19日 国土交通大臣より交通政策審議会に諮問
同日港湾分科会に審議付託
年内 交通政策審議会第10回港湾分科会において答申
告示

諮問理由

港湾政策のあり方については、平成14年11月に、「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」を答申頂いたところであり、答申において示された港湾政策のあり方を踏まえ、所要の取組を進めてきている。

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下基本方針という。）」は、平成12年に、改定したものであるが、東京湾、大阪湾等の主要港湾において、近々港湾計画の変更を予定しており、上記の答申で示された港湾政策のあり方を踏まえた基本方針とするため所要の変更を行う必要がある。

また、急速な発展を遂げるアジア経済と我が国経済との関係がますます深化するなか、これを支え、適切な海上輸送の需要動向に基づいたより効率的な国際・国内海上輸送網の構築が求められている。

こうした状況を踏まえ、今後とも、港湾が、国際競争力を備えた活力ある経済社会の構築や、国民生活の安定等に貢献していくため基本方針を変更することとしたしく、貴審議会に諮問するものである。